

幸田町監査公示第1号

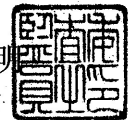
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和7年5月29日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 松 本 忠 明



記

- 1 監査の種別
定期監査（公共施設現地監査）

- 2 監査の実施日
令和7年5月28日

- 3 監査の対象施設及び担当課

対象施設	担 当 課
幸田南部まちづくり交流拠点施設(やまびこ館)	総務部総務課
幸田町宿泊型自立支援施設みらい	健康福祉部福祉課

- 4 監査の対象事項
対象施設について、管理運営に関する予算の執行状況が適正かつ効率的に実施されているか、良好に維持管理されているか、その設置目的を十分に達成するように活用されているかを主眼に監査した。

- 5 監査の実施内容
幸田町監査基準に基づき、関連調書及びその他参考資料について、あらかじめ担当課に提出を求め、事前確認をした上で、幸田町監査実施着眼点にある評価項目に照らし、担当課職員から説明を聴取するとともに、現地にも赴き、監査を実施した。

- 6 監査の結果
適正と認める。